## 議案第53号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

## 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行に伴い、通知カードは廃止され、再交付手数料を徴収する必要がなくなるため、この案を提出するものである。

#### 米原市手数料条例の一部を改正する条例

米原市手数料条例(平成17年米原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

### 別表中

Γ

個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための1枚につき 800円 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規 定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲 げる場合の再交付を除く。

- (1) 個人番号カード追記欄の余白が無くな った場合
- (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更 または国外転出により個人番号カードを返 納した場合

番号法第7条第1項に規定する通知カードの再1枚につき 500円 交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。

- (1) 通知カードまたは個人番号カード追記 欄の余白が無くなった場合
- (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更 または国外転出により通知カードまたは個 人番号カードを返納した場合

を

行政手続における特定の個人を識別するための1枚につき 800円 個人番号 番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第2条第7項に規定する個人番号カードの再 交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。

- (1) 個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合
- (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更 または国外転出により個人番号カードを返 納した場合

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 米原市手数料条例新旧対照表(改正理由)

改正後			現行			改正理由
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
略			略			
個人番号	行政手続における特定の個人を識別す	1枚につき	個人番号	行政手続における特定の個人を識別す	1枚につき	
	るための番号の利用等に関する法律	800 円		るための番号の利用等に関する法律	图 图 图	
	(平成 25 年法律第 27 号)第2条第7項			(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」	1	・文言整理
	に規定する個人番号カードの再交付。			という。)第2条第7項に規定する個人		
	ただし、次に掲げる場合の再交付を除			番号カードの再交付。ただし、次に掲	<u> </u>	
	<u>&lt;</u>			げる場合の再交付を除く。		
	(1) 個人番号カード追記欄の余白			(1) 個人番号カード追記欄の余台	1	
	が無くなった場合			が無くなった場合		
	(2) 個人番号もしくは住民票コー			(2) 個人番号もしくは住民票コー		
	ドの変更または国外転出により個			ドの変更または国外転出により個		
	人番号カードを返納した場合			人番号カードを返納した場合		
				番号法第7条第1項に規定する通知力	, ,	・通知カードが廃止され、再交
				ードの再交付。ただし、次に掲げる場	号500 円	付は行わないことから、通知
				合の再交付を除く。		カードの再交付手数料に関
				(1) 通知カードまたは個人番号カ	1	する規定を削除することに
				ード追記欄の余白が無くなった場 ・	7	伴う改正
				<u></u>		
				(2) 個人番号もしくは住民票コー		
				ドの変更または国外転出により通		
				知カードまたは個人番号カードを	<u>:</u>	
m fr			m fe	返納した場合		
略			略			